

此状態は全く陸上に於ける當時の富者が今日何等残す處なき窮境に居らるゝのと同
 一徹の觀がありまして今更咎めても詮ないことであります。要は之を龜鑑として今後
 を戒むるに在るのであります。

普通船員給料標準調 (未完稿)

海上勤務ト年齢	甲板部	機關部	司厨部
見習期間一箇年 (年齢十八歳)	三圓乃至三圓	三圓乃至三圓	三圓乃至三圓
三等水夫、石炭夫、給仕、炊手、二箇年 (九歳乃至三歳)	四圓乃至四圓	四圓乃至四圓	四圓乃至四圓
二等水夫、一等火夫、給仕、炊手、二箇年 (三歳乃至三歳)	五圓乃至五圓	五圓乃至五圓	五圓乃至五圓
一等水夫、一等火夫、給仕、料理人三箇年 (三歳乃至三歳)	六圓乃至六圓	六圓乃至六圓	六圓乃至六圓
倉庫番、副汽鐘番	六圓乃至六圓	六圓乃至六圓	六圓乃至六圓
舵夫、油差、一等料理人五箇年 (二六歳乃至三〇歳)	六圓乃至六圓	六圓乃至六圓	六圓乃至六圓
水夫長、火夫長、司厨長 (三二歳乃至四五歳)	九圓乃至九圓	九圓乃至九圓	九圓乃至九圓
大工、海陸ノ經歷ヲ併算シ其技術ヲ参考シテ舵夫、油差、水夫火夫長相當ノ待遇トス			

説 明

一、本表は強健にして善良なる男子が十八歳で始めて海員見習となり生涯を海上勤務に捧げて平均年齢四十五歳に達する期間に於て、生として初めは獨身者又相當の年齢に達してから一通りの家族生活に要する實費を支ふるに足るだけの金額を基礎として其標準を定めたるものにして未だ正常なる海上労働者の報酬の標準としては意義をなさないかも知れません。

二、本表は人生の順路として當然避くべからざる年齢を主としたるも其年齢の経過期間は常に其標準に伴ふべき海上労働の熟練即ち技術を研くに適當なる期間と信ずるのであります。

三、本表は國民の義務たる徴兵服役及び簡閱點呼並に演習の爲めに要する期間は全部之を除外せずして計算してあるから實際は海上勤務の經歷に照らし其年齢は本表に記載したるものより二年半位は少くとも増加即ち後れることとなる反對に其収入は減少する計算となり且又病氣其他の事故により下船乃至休養したる場合も又之と同一の結果となる其外二十歳や二十三歳位になつてから海上生活を思立つ人もありましてやう、是等は其年齢の如何に拘はらず先づ見習の初期から始めなければならぬ、隨て其給料の標準も亦經歷に據らなければならぬので本表の年齢對標準金額と一致せぬこととなるが之は事實止むを得ないことである。

四、本表に依り經歷上より其資格及び標準金額を示せば。

見習一箇年ヲ終了シタルモノ	炊手	三等水夫、石炭夫、四等給仕	四二圓乃至四五圓
三等水夫、石炭夫、四等給仕、炊手トシテ二箇年勤務シタルモノ	二等水夫、二等火夫、二等給仕、三等料理人トシ	二等水夫、二等火夫、二等給仕	五〇圓乃至六〇圓
二等水夫、二等火夫、三等給仕、三等料理人トシテ二箇年勤務シタルモノ	一等水夫、一等火夫、二等給仕、二等料理人トシ	一等水夫、一等火夫、二等給仕	六五圓乃至八〇圓
一等水夫、一等火夫、二等給仕、二等料理人トシテ三箇年勤務シタルモノ	舵夫、油差、一等給仕、一等料理人トシ	舵夫、油差、一等給仕、一等料理人トシ	八〇圓乃至一〇〇圓